省　令

○総務省令第五十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十三条第五項及び第七十条の二第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一項第七号ロ及びハ並びに第四十二条第一項第十一号ハの規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十四日

総務大臣　寺田　稔

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第二条第一項第七号ロの総務省令で定めるもの） **第二条の二**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第二条第一項第七号ロの総務省令で定めるものは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ロに規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 （令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者） **第二条の二の二**　令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。 （余裕金の運用計画を作成する支部） **第二条の二の三**　令第十七条に規定する総務省令で定める支部は、国の職員である組合員及び組合役職員である組合員のみに係る支部以外の支部とする。 （法第四十三条第五項の総務省令で定める者） **第二条の二の四**　法第四十三条第五項の総務省令で定める者は、令第二条第一項第七号及び第四十二条第一項第十一号並びに地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「施行規程」という。）第百七十九条第一項第五号、第百七十九条の二第一項第四号、第百七十九条の三第一項第四号及び第百七十九条の四第一項第四号に掲げる者とする。 （一部負担金の額の特例に係る特別の事情） **第二条の三の三**　法第五十七条の二第一項に規定する総務省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。 （法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進	［新設］ ［新設］ （余裕金の運用計画を作成する支部） **第二条の二**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第十七条に規定する総務省令で定める支部は、国の職員である組合員及び組合役職員である組合員のみに係る支部以外の支部とする。 ［新設］ （一部負担金の額の特例に係る特別の事情） **第二条の三の三**　法第五十七条の二第一項に規定する総務省令で定める特別の事情は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。 （法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　育児休業に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における